

通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社テトスが開設する通所介護事業所のふじトレーニング（以下「事業所」という。）が行う通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はヘルパー研修の修了者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふじトレーニング
- (2) 所在地 菊川市下平川 1262

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の提供に当たるものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内サービスの調整、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、通所介護の利用者に対し、必要な健康管理、又は服薬管理を行う。

- (4) 介護職員 4名以上

介護職員は通所介護の利用者に対し、日常生活に必要、また自立支援に繋がる適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、通所介護の利用者に対し、機能の維持や筋力維持向上できるよう訓練指導を行い、介護職員に対する技術指導を行う。

- (6) 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 利用定員 1単位30人以内とする。
- (3) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (4) サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午後0時05分までとする。
2単位目 午後1時15分から午後4時20分までとする。

(通所介護の内容及び利用料等)

第6条 通所介護の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担額は介護保険負担割合証により定められた額とする。

- (1) 送迎
 - (2) 日常生活動作の機能訓練
 - (3) 日常生活における相談及び助言
 - (4) その他
- 2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から片道1kmにつき30円の額を徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 キャンセル料

ご利用日の前営業日午後5時00分までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日午前8時00分までにご連絡いただいた場合	基本料金の50%
ご利用日の当日午前8時00分までにご連絡がなかつた場合	基本料金の100%

- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者は、サービス利用に当たり次の事項について留意しなければならない。

- (1) 体調の確認：体調の悪い時は前営業日までに申し出る。
通所介護利用日の朝、家族が体調の確認を行い、気になること等がある時は必ず職員に伝えること。また、発熱等体調に異常がある時や病気の時は、通所介護の利用はできない。
- (2) 利用時間の変更：前営業日までに申し出ること。
- (3) 設備、器具の利用：担当職員の指示に従って利用すること。
- (4) その他：施設設備等について故意または過失により破損した場合は相当額の対価を支払うこと。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速や

かに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害時の対応方法)

第9条 従業者は、通所介護を実施中に、地震等非常事態が発生したときは、速やかに利用者を安全な避難場所へ誘導するものとする。非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、菊川市（全域）、掛川市（旧大東町）とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水等について衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生またはそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は（株）テトスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 (2023) 年 6 月 1 日から施行する。

この改正は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行する。

(第 11 条 虐待の防止のための措置に関する事項)

この改正は、令和 7 (2025) 年 10 月 16 日から施行する。

(第 5 条 利用定員)